

7

保証

07-1 情報提供義務

図表 保証債務の内容

	内 容
保証債務の範囲	保証債務は、主たる債務に関する利息、違約金、損害賠償その他その債務に従たるすべてのものを包含する(447条1項)。ただし、保証人は、その保証債務についてのみ、違約金または損害賠償の額を約定することができる(447条2項)。
債権者の保証人に対する情報提供義務	<p>(1) 主たる債務の履行状況に関する情報提供義務 保証人が主たる債務者の委託を受けて保証をした場合において、保証人の請求があったときは、債権者は、保証人に対し、遅滞なく、主たる債務の不履行の有無や残額等に関する情報を提供しなければならない(458条の2)。 なお、この規定は、保証人が個人であっても、法人であっても適用される(458条の3第3項)。</p> <p>(2) 主たる債務者が期限の利益を喪失した場合における情報提供義務 主たる債務者が期限の利益を有する場合において、その利益を喪失したときは、債権者は、保証人に対し、その利益の喪失を知った時から2か月以内に、その旨を通知しなければならない(458条の3第1項)。 債権者が、2か月以内に、この通知をしなかったときは、債権者は、保証人に対し、主たる債務者が期限の利益を喪失した時からこの通知を現にするまでに生じた遅延損害金に係る保証債務の履行を請求することができない(458条の3第2項)。 なお、この規定は、保証人が個人である場合にのみ適用される。</p>

図表 情報提供義務の比較

	465条の10	458条の2	458条の3
時 期	契約締結時	契約締結後	契約締結後
内 容	財産及び収支の状況など	主たる債務の履行状況	主たる債務者が期限の利益を喪失したこと
個人・法人	個人のみ	個人・法人	個人のみ
債務内容	事業に係る債務	債務内容問わず	債務内容問わず
主 体	主たる債務者	債権者	債権者
相手方	委託を受けた保証人	委託を受けた保証人	保証人
義務違反の効果	主たる債務者が情報提供しなかったことにつき、債権者が悪意・有過失の場合、保証契約の取消し可	規定なし 債務不履行責任	期限喪失時から通知時までの遅延損害金の請求不可